

陳情番号	陳情第43号	受理日	31.2.28
件名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書		
陳情者	住所	西宮市段上町 氏名(団体名) 西宮芦屋地域労働組合 執行委員長 坂 好夫 ほか1名	

【陳情趣旨】

厚生労働省によると、現在、非正規労働者は全労働者の 4 割に達しています。さらにワーキング・プアと呼ばれる年収 200 万円以下の層も全労働者の 4 人に 1 人にまで増えています。その結果、少子化が進行し、貧困の連鎖も社会問題化しています。

最低賃金法は第一条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」としています。

しかし、現在の兵庫県の最低賃金額は 871 円。週 40 時間労働、毎月 21 日勤務出来たというもっとも恵まれた場合でも年間 175 万 6 千円弱にしかありません。労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない」としていますが、この金額では「人たるに値する生活」には到底及びません。

2018 年 6 月 15 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる「骨太の方針 2018」 p 26）では「最低賃金の引き上げ」について、「全国加重平均が 1000 円になることを目指す。また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法 50 に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促すなどの取組を行う。」としています。

勤める企業の大小や地域に関わらず、早急に最低賃金 1,000 円の実現を目指し、特に中小零細企業に対し大胆な支援策を拡充するよう、貴議会におかれましては、国に対し意見書を提出するよう陳情いたします。

【陳情事項】

- 1 最低賃金 1,000 円の早急な実現とそのための中小零細企業に対する大胆な支援策を拡充することを求める意見書を国に提出すること。